

近畿本部 情報機器等使用規程

制定：2014年5月13日
変更：2017年11月14日

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本技術士会近畿本部（以下近畿本部）が所有または管理する情報機器等（以下情報機器等）の使用に関する取り決めを定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

使用できる情報機器等は、別表に定めるとおりとする。

第3条（使用条件）

1. 情報機器等の使用対象者は、近畿本部会員とする。
2. 情報機器等の使用用途は、近畿本部、近畿本部部会及び近畿本部活動グループ等の活動であることを原則とする。

第4条（貸出）

1. 情報機器等を近畿本部会議室外で使用するために情報機器等の貸出を希望する者は、所定の用紙（情報機器等貸出許可申請書）に必要事項を記入して、事前に近畿本部長または近畿本部長が指定する代理の者（以下本部長等）の許可を得る。
2. 情報機器等の貸出期限は、最大4日を原則として、これを越える場合、情報機器等の使用者は、事前に本部長等の許可を得る。
3. 情報機器等の使用者は、予定の期日に返却できない場合、事前に本部長等の許可を得る。
4. 情報機器等の近畿本部会議室外の貸出は、近畿本部、近畿本部委員会の活動以外は原則有料とし、情報機器等の使用者は別に定める料金を情報機器の返却時に都度支払う。

第5条（使用前後の対応）

1. 情報機器等の使用者は、情報機器等の使用前と使用後に、所定の用紙（情報機器等使用チェックシート）に必要事項を記入する。
2. 情報機器等の使用者は、情報機器等の使用後、すみやかに元の保管場所に返却する。

第6条（紛失・故障時の対応）

情報機器等の使用者は、情報機器等を紛失または情報機器等が故障した場合、すみやかに本部長等に報告し、弁済等の対応について協議する。

第7条（規程の所管）

本規程の管理、運用解釈は、近畿本部総務・企画委員会にて所管する。

附則

本規程は、2014年5月14日より施行する。

本規程は、2017年11月14日より変更施行する。